

## 委 託 仕 様 書

### 1 業務の目的

本業務は、コロナ対策事務局保有の使用期限切れなどにより不要となった未使用の医療用物資等の産業廃棄物等（以下「産業廃棄物等」という。）について、発注者の示す期間内に、一般廃棄物と産業廃棄物との分別のほか、一般廃棄物・産業廃棄物の各処分事業場までの収集運搬と、産業廃棄物の処分の業務を委託することを目的とする。

### 2 委託の期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

### 3 予定数量

#### (1) 産業廃棄物等処分量

・ 廃プラスチック（不織布マスク、手袋、ガウンなど） 約278m<sup>3</sup>

※ 一般廃棄物の処分料（1kg当たり10円）を実績に応じて支払う。

#### (2) 収集運搬予定台数 4tトラック 約35台

### 4 委託料

発注者が受注者に支払う委託料は、分別作業と収集運搬から処分に至るまでの一切の経費（福島市へ支払う処分料を含む）とし、受注者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合は、その経費についても委託料に含むものとする。

### 5 収集場所及び運搬場所

#### (1) 収集場所

ア) 東分庁舎旧体育館及びその脇の旧PCB倉庫（福島市杉妻町5-75）

イ) 舟場町分館（福島市舟場町2）

#### (2) 運搬場所

受注者の処分事業場もしくは受注者が指定する処分事業場

### 6 業務の内容

#### (1) 分別業務

ア) 業務の対象は、5に掲げる収集場所に存置する、発注者が指示する廃棄物とする。

イ) 業務は、段ボール等に梱包されている廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物（廃プラスチック）に分別する。

ウ) 分別業務のために、コンテナや塵芥車などを置く場所を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

## (2) 収集運搬業務

ア) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積み替え保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、委託期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行うこと。

イ) 本契約において収集運搬及び処分に支障がある廃棄物が確認された場合は、受注者は発注者に協議すること。

ウ) 予定数量を超過する見込みとなった場合は、受注者は発注者に協議すること。

## (3) 処分業務

ア) 処分業務は、受注者又は受注者が指定する処分業者が行うものとする。なお、受注者が指定する処分業者が処分業務を行う場合は、発注者は当該業者と処分業務についての契約を締結するものとする。

イ) 処分業務に関する契約書には、処分事業場並びに最終処分（予定）事業場の名称、所在地、処分の方法、施設の処理能力を記載するものとする。

## 7 作業実施上の留意事項

### (1) 一般的事項

ア) 受注者は、収集運搬及び処分作業に関して、スケジュール管理の上、発注者と連携を図りながら進めること。

イ) 受注者は、荷崩れ等により産業廃棄物が散失することがないようにシートで覆うなどして、安全に運搬すること。

### (2) 安全管理

収集搬送及び処分作業にあたっては、関係法令を遵守し、受注者の作業員等の安全を確保するため、必要な措置を講ずること。

### (3) 遵守事項

ア) 受注者は、法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令を遵守して作業を行うこと。

イ) 本業務の履行に必要な官公署及び第三者に対する許認可手続きは、受注者がこれらを行うこと。また、各諸手続き費用は受注者の負担とする。

ウ) 受注者は、作業に係る当日の作業員の氏名、車両台数及び車両ナンバーを発注者にあらかじめ届けること。なお、届出内容から変更となる場合は、速やかに発注者へ報告すること。

エ) 受注者は、作業員の服装の統一、名札、腕章等の着用など当該作業員が本業務の従事者であることが明らかに認識できるようにすること。

オ) 受注者は、作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。

- カ) 受注者は、指定場所以外での休息、休憩、喫煙は厳に慎むこと。
- キ) 作業実施時に特殊機材を使用する場合は、その作業及び機材の概要をあらかじめ発注者に報告すること。

## 8 業務報告等

### (1) 作業状況の報告

受注者は、作業当日の作業状況の経過と終了時の報告を、口頭にて発注者に行うこと。ただし、作業の内容等に不測の事態及び事故が生じたときは、速やかにその内容を発注者に報告し、指示を受け、即時解決を図ること。

### (2) 業務完了の報告

ア) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。

イ) 業務完了報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

- ① 収集運搬業務 マニフェストA票、B2票（産業廃棄物）  
福島市が発行する検針票写し（一般廃棄物）
- ② 処分業務 マニフェストD票、E票

## 9 確認及び検査立会

### (1) 検査の依頼

受注者は、業務完了と同時に、発注者に検査を依頼すること。

### (2) 不具合への対応及び再検査の依頼

発注者の検査の結果、不具合があった場合は、受注者はこれに対し誠意をもって対応及び改善し、改めて再検査を発注者に依頼すること。

### (3) 業務の終了

発注者の検査に合格した時をもって、受注者の本業務は終了するものとする。

## 10 事故防止と保障

本業務の履行にあたっては、関係法令等を厳守し、事故及び災害の防止に万全を期すること。

万一、次に掲げる事故が生じた場合には、受注者の責任において賠償、修繕及び弁償をすることとし、受注者は、事故が生じた場合の損害賠償に対応できる保険にあらかじめ加入すること。

- ① 第三者、来庁者、職員及びその関係者、受注者の作業員の人身事故
- ② 作業車両等による全ての車両事故
- ③ 敷地内外構、道路、植栽、建物及び付随する設備に対する事故

④ その他作業中及び契約期間中の受注者の管理責任に基づく事故

11 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守するほか、発注者が情報セキュリティの確保を図るために必要な措置を講ずるよう指示した場合は、これに従うこと。

12 その他

業務契約及び本仕様書に定めのない事項について受注者は、別途、発注者と協議の上、その指示に従うこと。